

高齢者の地域におけるリハビリテーションの新たな在り方検討会 開催要綱

1 目的

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指す必要がある。そのためには、生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOL の向上を目指すことが大切である。

しかしながら、生活期リハビリテーションの通所系や訪問系サービスでは、身体機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、漫然とサービスが提供され、自立支援が徹底されていない。また、高齢者自身も疾病や老化によって生活機能が低下した後に、リハビリテーション専門職等による適切な関与を通じて、自立した生活を取り戻せることを理解できていない。

このため、生活期リハビリテーションの現状と課題を整理し、2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築を目指すに当たり、生活期リハビリテーションが果たすべき役割を明らかにするための検討を行うこととする。

2 主な検討事項

- (1) 生活期リハビリテーションにおける通所系・訪問系サービスに関する現状と課題
- (2) 生活期リハビリテーションにおける通所系と訪問系サービスの今後の在り方
- (3) 生活期リハビリテーションにおける医療保険と介護保険との連携に関する現状と課題、今後の在り方

3 検討会の構成等

- (1) 検討会は、保健・医療・介護に関する有識者から構成する。
- (2) 検討会には、構成員の互選により座長を置き、検討会を統括する。
- (3) その他、必要に応じて、構成員以外の有識者から意見を求めることができるものとする。

4 検討会の運営等

- (1) 座長は、検討の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招へいすることができる。
- (2) 検討会は、必要に応じ、関係者からヒアリングを行うことができる。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。

5 庶務

検討会の庶務は、厚生労働省老健局老人保健課において行う。なお、運営事務の一部を民間に委託することができる。